

経営革新支援制度の流れ

1 支援機関への相談



支援機関(とくしま産業振興機構、地域の商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点等)において、計画書の作成助言をはじめとする相談が可能です。

2 経営革新計画の作成



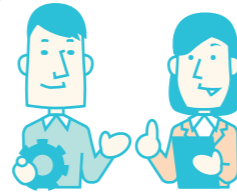
徳島県所定の経営革新申請書を作成する必要があります。様式や記入例は、[徳島県ホームページ\(商工労働観光部・企業支援課\)](#)からダウンロードできます。中小企業支援機関等の支援を受けながら、作成してください。

3 県への申請



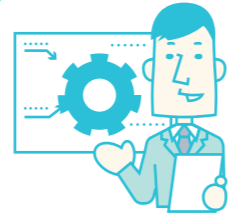
申請書に必要な添付書類(企業概要、計画説明書、売上明細、3期分の決算書、定款等)を添付して、提出してください。正式申請の前に、事前に事業内容をご連絡していただく、よりスムーズです。

4 現地調査



原則として、現地調査、ヒアリングを行います。また、支援機関による企業調書が作成されます。

5 審査会の開催



申請企業によるプレゼンテーションを行っていただきます。支援機関の同席可能です。

6 計画承認・公表

承認後...

- 新事業の実施・支援策の活用
- フォローアップ調査の実施

どうぞお気軽にご相談ください

TEL : (088) 621-2369

FAX : (088) 621-2853

メール : kigyoushienka@pref.tokushima.jp

〒770-8570 徳島市万代町1-1
徳島県商工労働観光部 企業支援課
商業振興・経営支援 担当

様式はこちらからダウンロードできます

経営革新計画 徳島県



徳島県

経営革新支援制度

新しい挑戦をする
企業を
サポート
します

オンライン・チャレンジ 支援事業

食材卸の営業先から、携帯電話で在庫照会や発注ができるようにするぞ。顧客情報カードとも連結して、業務の効率化と顧客満足向上で、業績を伸ばすんだ!

うちのスーパーにベーカリーとファストフードを導入して魅力アップしたいけど、改装資金を低利で借りたいなあ。

新たに阿波しじら織りのオリジナル製品をインターネットで全国発信したいわ。システムづくりや宣伝にいい方法や資金はないかしら。



経営革新支援制度は「中小企業等経営強化法」に基づき、新商品や新サービスの開発、提供等に取り組む県内中小企業者等の計画を経営革新計画として承認し、様々な支援を行う制度です



徳島県では、オンリーワン・チャレンジ支援事業として、国の経営革新支援制度をベースに本県独自の支援を設けています。

経営革新計画を立てるメリット



認定経営革新等支援機関のサポートを受けながら計画を作成する過程で、自社の現状や課題を整理することができます。



企業の目標と、目標達成までのプロセス(実行計画)が明確になります。



作成した経営革新計画を振り返りながら経営することで、いわゆるPDCA(計画-実行-評価-改善)サイクルを導入することができます。



承認を受けることで、法に基づく支援など、様々な支援を受けることができ、新事業展開が円滑になります。



県HP等を通して、経営革新に積極的に取り組む企業として紹介されます。

経営革新の要件

経営革新の要件は、「事業者が**新事業活動**を行うことにより、その**経営の相当程度の向上**を図ること」。
各種支援を受けるためには、新事業活動の内容と経営の相当程度向上を示す目標数値を、3年～5年の計画期間で設定した「経営革新計画」を作成し、県知事の承認を受ける必要があります。

新事業活動とは、次の4つの「新たな取組」をいいます



新商品の開発 又は 生産



新役務の開発 又は 提供



商品の新たな生産 又は 販売方式の導入



役務の新たな提供の方式の導入
その他の新たな事業活動

※「新たな取組」とは個々の中小企業者にとって新たな取組であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合も原則として対象となります。

ただし、業種ごとに同業の中小企業(地域性の高いものについては同一地域における同業他社)における当該技術の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式の導入については対象外となります。

経営の相当程度の向上とは、次の2つの指標が3年～5年で目標数値程度向上することをいいます



「付加価値額」又は「一人当たり付加価値額」の伸び率



「経常利益」の伸び率

計画期間終了時における経営指標の目標伸び率

計画終了時	「付加価値額」又は「一人当たり付加価値額」伸び率	「経常利益」の伸び率
3年計画の場合	9%以上	3%以上
4年計画の場合	12%以上	4%以上
5年計画の場合	15%以上	5%以上

付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費
1人当たりの付加価値額 = 付加価値額 / 従業員数
経常利益 = 営業利益 - 営業外費用

※計画終了時の経常利益は黒字である必要があります

主な支援制度

各支援策を受けるためには、計画の承認とは別に、各支援機関における個別審査を受ける必要がありますので、ご注意ください。

融資制度

政府系金融機関の融資制度(新事業活動促進資金)

【日本政策金融公庫】 ①国民生活事業 ②中小企業事業	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	【商工組合中央金庫】	貸付限度額	貸付期間	貸付利率
	① 7,200万円(うち運転資金 4,800万円) ② 7億2,000万円(うち運転資金 2億5,000万円)	運転資金 7年以内 設備資金 20年以内	(詳細はお問い合わせください) ① 特別利率B又は基準利率 ② 特別利率2又は基準利率		制限なし (優遇レートを利用する場合は3億円以内)	運転資金 5年以内 設備資金 15年以内	(詳細はお問い合わせください) 優遇金利

県中小企業向け融資制度(あわの輝き産業育成資金)

取扱金融機関	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	保証料率
阿波銀行、徳島大正銀行、四国銀行、百十四銀行、伊予銀行、香川銀行、愛媛銀行、高知銀行、三菱東京UFJ銀行、徳島信用金庫、阿南信用金庫、商工組合中央金庫	5,000万円	運転資金 7年以内、設備資金 10年以内	1.80%以内(R2.4現在)	0.40%以内(R2.4現在)

信用保証の特例

承認された計画に従って行う事業に必要な資金について普通保証等の別枠設定などの特例措置が講じられます。

お試し発注制度

県内企業が開発した新商品等を徳島県が率先購入することにより、販路開拓を支援する制度の対象となります。

徳島県頑張る中小企業大賞

経営革新計画の承認を受けて成果をあげた企業等は、「徳島県頑張る中小企業大賞」として知事表彰を行います。

海外展開に伴う資金調達の支援措置

承認経営革新計画に従い、海外で事業を行う場合の資金調達支援措置が設けられています。

その他

国(経済産業省)の実施する一部補助事業の審査の際に、加点などが講じられています。

中小企業投資育成株式会社の特例

承認を受けた計画にしたがって事業を行う中小企業者については、資本金が3億円を超える場合であっても同社の出資を受けることができます。

徳島県企業立地補助制度による支援

- 徳島県企業立地制度(ベンチャー企業等事業化促進事業)
- 補助内容: 設備投資について補助対象経費の20%ほか
 - 補助対象業種: 製造業等
 - 主な補助要件: 新規地元雇用3人以上、補助対象経費が金融機関の融資対象等

販路開拓を行う場合の支援措置

中小企業基盤整備機構(関東本部・近畿本部)の販路開拓コーディネーターからの活動サポートや新価値創造展(中小企業総合展)への出展(有料)に係る書面審査の加点対象となります。